

ね ら い

■チャート設置の基本的な考え方

- ①問題行動への対応の基準を明確化し、全ての教職員が適切な指導が行えるよう共通理解を図る
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を防ぐ
- ③保護者の協力のもと、加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚・成長を促す
- ④問題行動の段階により教育委員会、外部機関と連携を図り、事態の改善を図る。

■問題行動に応じた学校の対応について明示することで、生徒・保護者等からの理解・協力を求める

■問題行動の発生時に必要な対応について、5段階に分けて想定した。段階ごとに分けて対処する意義は、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

<問題行動への対応>

初期対応

担任・学年が状況を把握し、聞き取り・注意・指導を行うことを基本とする。

必要に応じて校内委員会を開き、事態の共有、協議、対応の検討と役割を分担する。

校内委員会のメンバー

管理職・生徒指導担当・学年生指・担任・学年教員・養護教諭

その他の関係教員・状況に応じスクールカウンセラーを加えることも

☆状況の把握…事実を時系列で整理し全体で共有する

☆協議と役割分担…対応方法を確認し、役割を分担する（生徒からの聴取・聴取後の対応、保護者への連絡・対応等）

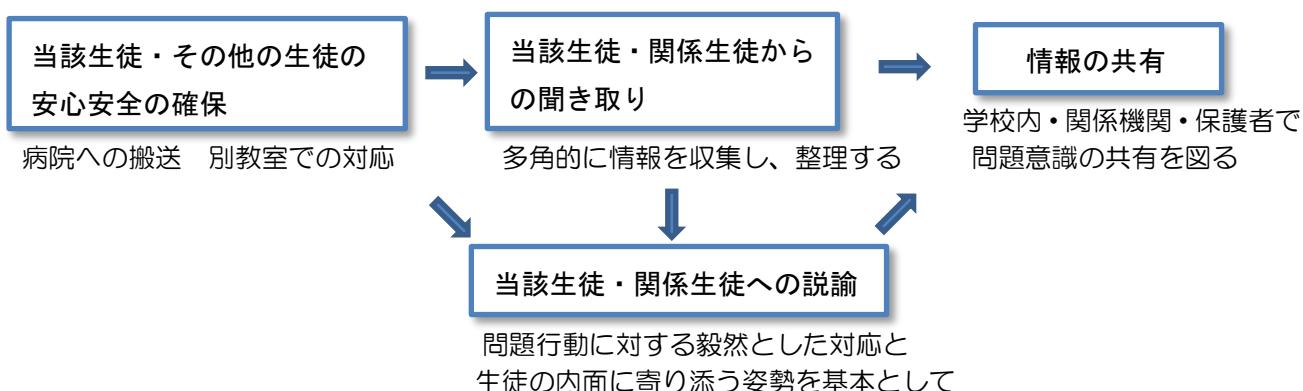
☆報告と事後処理…対応後の事後報告と、以後の処理について確認

○校内委員会を開く事案については、教育委員会と連携して対応を図り事態の掌握に努める。必要に応じて外部機関と連携しながら事態の収束を目指す。

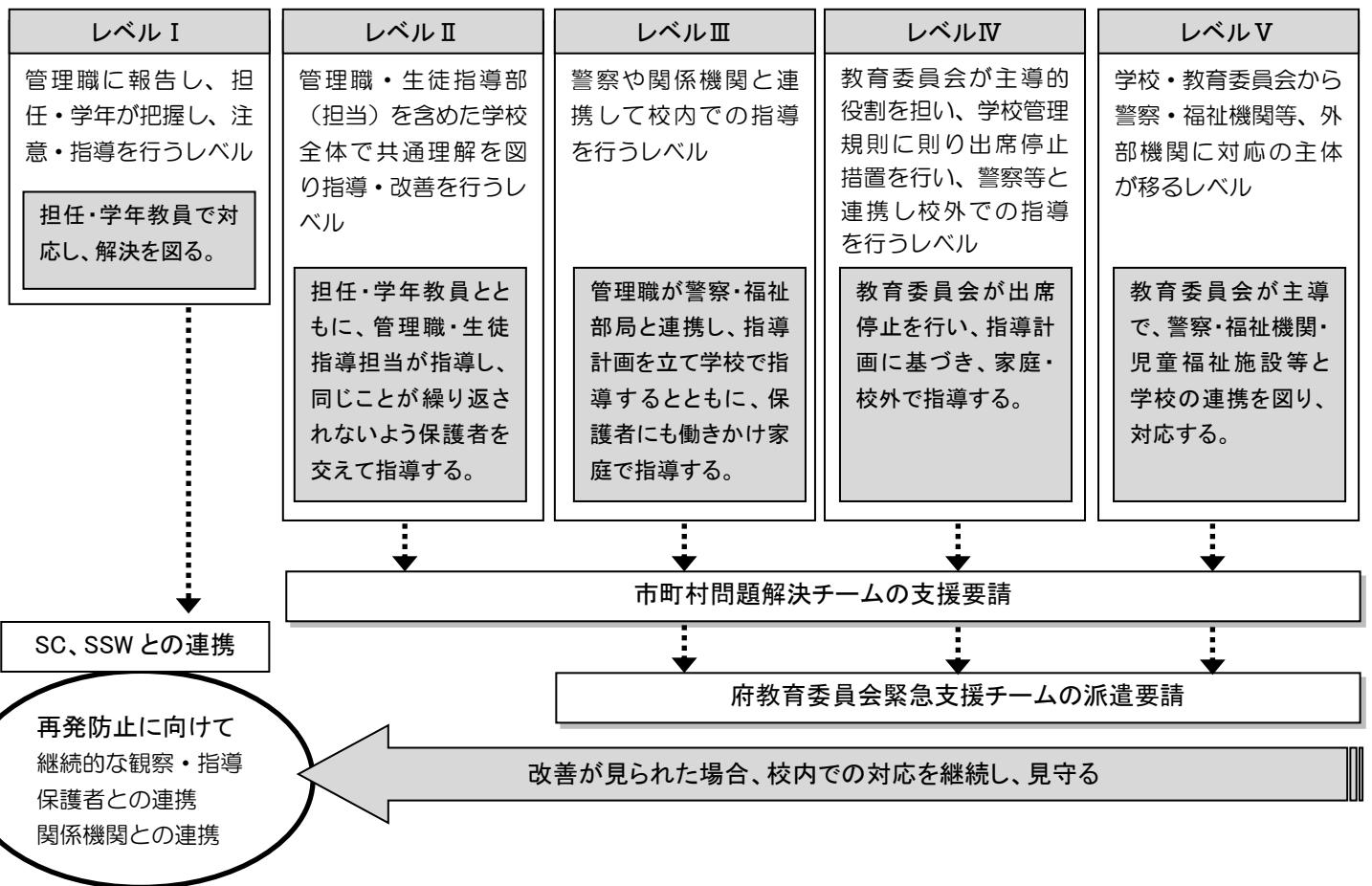
○警察と連携が必要な事案については、問題レベルに関わらず警察への相談や通報を行う。

○被害者・保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）を確認し、適切に対応する。

◎内容により、問題レベルに関わらず、教育委員会に状況を隨時伝え、連携して対応を図る。

初期対応時のポイント

問題行動レベルに応じた対応



問題行動レベルの取り扱い

- 校内における基準をもとに、校内委員会のメンバーで検討し、問題行動レベルを位置づけ対応を図る
- 問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、関係機関等と連携し、毅然とした姿勢で対応する